取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等に関する方針

１．取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等に関する方針の決定方法

取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定方針は、報酬委員会で審議のうえ、決定する。
執行役員の個人別の報酬等の決定方針は、報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定する。

２．取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

取締役（執行役を兼務する者を除く）の個人別の報酬等の額は、各取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとする。
執行役（取締役を兼務する者を含む、以下同じ）及び執行役員の個人別の報酬等の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額とし、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該執行役及び執行役員の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

３．取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役及び執行役の個人別の報酬等は、上記方針に則り、報酬委員会で審議のうえ、決定する。
執行役員の個人別の報酬等は、上記方針に則り、報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定する。
執行役及び執行役員の業績連動報酬の額は、報酬委員会で決定された役員報酬に関する社則で定めた計算式に従い決定する。

以上